

2018年12月21日

お客さま各位

株式会社 東日本銀行

預金規定改定のお知らせ

いつも、東日本銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

東日本銀行では、このたび、下記のとおり預金規定等を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定内容

改定後（下線部を追加）
7.（届出事項の変更、通帳の再発行等） ※ ¹ (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、 <u>在留期限</u> その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
12.（解約等） ※ ¹ (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が <u>第10条第1項</u> に違反した場合 ※ ² ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ <u>日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当行に届出している在留期限を経過した場合</u> ※ ³

※¹ 決済用普通預金規定については「8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）」、「14.（解約等）」となります。

※²部分に変更はございません。.....部分が「第10条第1項」となるのは、普通預金規定の場合となります。決済用普通預金規定については.....部分が「第11条第1項」となります。

※³ 「在留期限」とは、在留資格をもって在留する外国人の方が日本に在留することのできる期限を指します。

2. 改定する規定

普通預金規定、決済用普通預金規定

3. 改定日

改定日 2019年3月18日（月）

以上